

年 月 日

## 子育てのための施設等利用給付認定通知書

(保護者名) 様

北 見 市 長 ⑨

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定申請について、次のとおり認定したことを証明します。

## 記

|                      |         |                |
|----------------------|---------|----------------|
| 認 定 番 号              |         |                |
| 保<br>護<br>者          | 氏 名     |                |
|                      | 生 年 月 日 | 年 月 日          |
|                      | 住 所     | 〒 ー            |
| 子<br>ど<br>も          | 氏 名     |                |
|                      | 生 年 月 日 | 年 月 日          |
| 認 定 区 分              |         |                |
| 保 育 の 必 要 性<br>の 事 由 |         |                |
| 有 効 期 間              |         | 年 月 日 から 年 月 日 |

## (備考)

保育の必要性の事由が就労・就学、妊娠・出産、看護・介護、求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給の対象とはなりません。引き続き施設等利用費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、速やかにその旨を届けて下さい。

## (教示)

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、北見市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から 6 か月以内に、北見市（訴訟において北見市を代表する者は北見市長となります。）を被告として、釧路地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、裁決があったことを知った日から 6 か月以内であっても、裁決の日から 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

問合せ先

(住 所)

(所 属)

(電話番号)